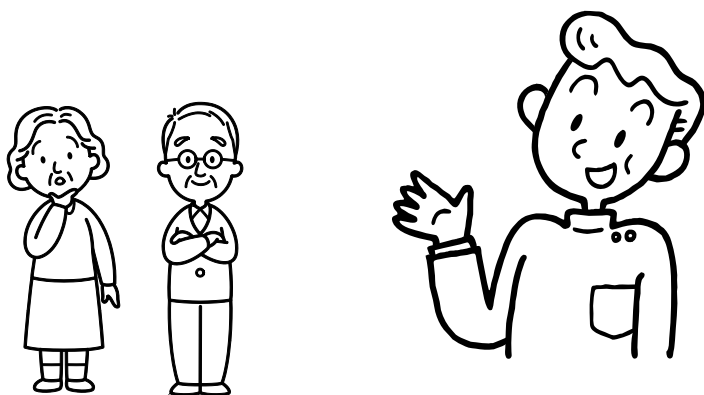


医療費の支払いや今後の療養生活 の不安を感じた時に

～知っておきたい制度のご案内～



埼玉医科大学国際医療センター

患者支援センター 医療福祉相談室
がん相談支援センター

はじめに

けがをしたとき、病気がわかったとき、
患者さんやご家族には様々な心配が出てくると思います。

患者さんの病気やお身体のことはもちろん、
これからの生活のこと、仕事のこと、家族のこと、
気にかかることはたくさんあるかもしれません。
この小冊子は、医療費の負担を軽くする制度をはじめ、
療養生活を支える制度について、ご紹介しています。

この小冊子でご案内した制度の他にも
相談したいことや知りたい情報がありましたら
ソーシャルワーカーまでお気軽にお声掛けください。



* 介護や日常生活の支援が
必要になったとき *



◎ 介護保険制度について

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みです。
40歳以上の方が納める保険料と公的資金によって運営されています。

要介護度によって利用できるサービスの内容や量に差があります。
要介護（要支援）認定を受けることで介護サービスの利用料が所得に応じて1～3割負担になります。

* サービスの例 *

【療養環境の整備】

- ・福祉用具（介護用ベッドや車いすなど）のレンタル
- ・特定福祉用具（簡易浴槽など）の購入
- ・住宅改修費（手すりの設置・段差の解消など）の支給 など

【在宅サービス】

- ・訪問看護、訪問介護（ホームヘルプ）
- ・通所リハビリテーション（デイケア）、通所介護（デイサービス）、短期入所（ショートステイ） など

【施設サービス】

- ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院への入所 など

* 対象となる方 *

- ・65歳以上（第1号被保険者）で介護や日常生活の支援が必要であると認定された方
 - ・40～64歳（第2号被保険者）で特定疾病により介護や日常生活の支援が必要であると認定された方
- ※特定疾病には、脳血管疾患・パーキンソン病・慢性閉塞性肺疾患など、16種類の病気が該当します。

申請の際に必要なもの

- ①住所地の市区町村の介護保険担当窓口で要介護（要支援）認定申請書を受けとり、記入後提出します。

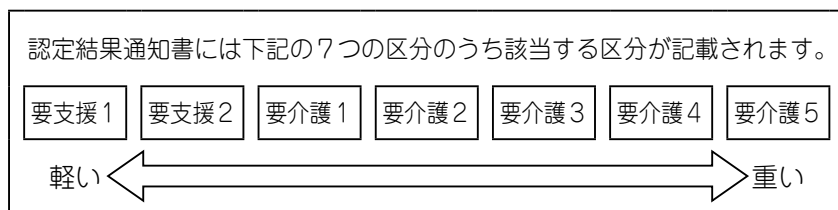
※要介護（要支援）認定申請書は、予め主治医に申請の旨を伝えた上で、記入してください。

(1) 訪問調査…心身の状況を調べるために、市区町村などの職員が本人を訪問し、本人・家族等から聞き取り調査をします。

(2) 主治医の意見書…本人の主治医が介護を必要とする疾患や状態等について記載します。

※主治医の意見書は、原則保険者（市区町村）から直接、主治医に作成を依頼します。

③1次判定（コンピュータ判定）と2次判定（介護認定審査会）が行われた後、認定結果通知書と保険証がご自宅に届きます。



④担当のケアマネージャーを選定し、一緒にサービス利用計画（ケアプラン）を作成します。

⑤サービス事業者と契約し、サービス利用が開始されます。

*** 地域包括支援センターをご存じですか ***

地域包括支援センターは、市区町村の担当地域ごとに複数設置されている高齢者の生活に関する身近な相談窓口です。介護などについて心配事がある時に相談ができます。

例えば…

- ・ 要介護認定の申請を代わりにしてほしい時
- ・ 介護サービス利用についてお困りの時
- ・ 退院後、支援が必要だと考えられる時

※ 地域包括支援センターの場所を知りたい場合は、住所地の市区町村の介護保険担当窓口もしくはソーシャルワーカーへお問い合わせください





この小冊子は、一部公的な補助を受けて作成しております。

埼玉医科大学国際医療センター
患者支援センター 医療福祉相談室
がん相談支援センター

(2025 年 6 月 1 日)

(2025 年 6 月 1 日更新)